

前回協議会の議事（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正について）に対する意見及び県の考え方について

令和3年度の本協議会（書面開催）において、小規模建築物（500㎡未満）に関する新たなバリアフリー基準について議題としました。各委員から提出のあった御意見及びこれに対する県の考え方については、以下のとおりです。

1 主な意見

- ・ いずれは対応すべきであるが、まずは改訂の趣旨を理解してもらうことが重要だと思う。小規模施設については厳しいところがあると思うので、現状の部分の達成レベルを上げることに取り組んでいけば良いと思う。
- ・ 小規模建築物に対して、出入口等の義務規定を追加することについて、是非、盛り込んでほしい。建物内が混雑すると身動きができなくなることから、出入口、通路幅は必要。
- ・ 小、中規模建築物に対する適合を義務規定とする場合は、何らかの負担軽減があってしかるべきと考える。容積率への不算入等があるようですが、容積率の拡大や固定資産税の減額等あってもよいのでは。
- ・ 物理的に建物に対するサイズ、構造等、文章の上では非常に興味深く、反面、本県に関しては義務化が必要かどうか、継続検討が必要。本県においては建物内というよりは建物に入るまでのアプローチ、歩道、駐車場など、外部の雪、凍結による転倒などが心配される。県内全体で検討は難しいと思うが、せめて人が集まる地域、公共交通網沿線など、凍結防止、除雪対策等雪に強い街づくりも「ひとにやさしいまちづくり」につながると思う。
- ・ 検討に当たっては、個々の施設の実態を踏まえた柔軟な運用が可能な形での対応を希望する。
- ・ 障害者権利条約にも定められているアクセシビリティの視点、合理的配慮の視点もあってしかるべきではないかと考える。政令施行前に小規模建築物に対して義務づけを行っていた都府県があることは見逃せない（これらの都府県の実践について積極的に情報収集して検討すべき）なのではないか。

2 県の考え方（今後の方向性）

本県では、ひとにやさしいまちづくり条例において、不特定かつ多数の者が利用する建築物に対し、「公共的施設整備基準」への適合を努力義務としています。同基準の運用により、全ての人々が安全かつ円滑に利用できる施設整備を推進しているところですが、令和3年度時点の同基準への適合率は59.9%となっており、まずは本運用の実績及び効果を上げることが必要と考えています。

年度	H29	H30	R1	R2	R3
適合率	66.4	68.9	65.6	66.0	59.9

したがって、公共的施設整備基準の運用により、今後もユニバーサルデザイン及びバリアフリー等の考え方等を普及啓発し、ひとにやさしいまちづくりを推進していくとともに、バリアフリー基準に係る対応については、引き続き全国の動向等を注視していきます。

（改正の趣旨）

バリアフリー法では、2,000㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として、高齢者、障がい者等が利用する建築物を建築するときに「建築物移動等円滑化基準」への適合を義務としている。

本県を含め20自治体（令和3年10月時点）では、当該面積の引き下げ及び適用範囲の拡大を行っている。条例で適合義務の対象となる建築物の規模を引き下げた場合でも一律に同じ基準が適用されることから、500㎡未満の小規模建築物については、建築物移動等円滑化基準を緩和できるように見直されたもの。

（全国の動向）

令和3年10月時点で500㎡未満の建築物をバリアフリー法の基準への適用を義務としている都道府県は、埼玉県、東京都、大阪府、兵庫県及び鳥取県のみとなっている。（このほか世田谷区、練馬区、横浜市及び川崎市において義務化）